



市民参画・行政の取組

「市民と行政が共に築く、自立したまちづくり」のために



中学生議会



- 6-1 市民協働
- 6-2 人権
- 6-3 国際交流•地域間交流
- 6-4 市民サービス・行政サービス
- 6-5 行財政運営

6-1 市民協働



■ 主担当課 市民活動推進課

■ 関係課

5年間の目標

市民協働指針を具現化するための新しい自治システムと協働の形の一つである住民自治協議会を設立するとともに、様々な市民活動団体の活動の場や機会を創出することにより、地域の課題やニーズに応じて市民が主体となって積極的に地域づくりを進めているまちを目指します。

現状

本市では、平成 20 年 4 月に策定した「市民協働指針(かとりの風)」において示された「お互いの立場を理解しながら、共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有し合う関係」という市民協働の考え方の浸透を図っています。

平成23年4月には、この指針を基本理念とする香取市まちづくり条例をスタートさせ、おおむね小学区ごとに地域課題の解決と特色ある地域づくりを目指す新たな住民自治組織である住民自治協議会を設置する地域に対して、設立に際してのノウハウや事業実施に対する補助金交付などの支援を行っています。平成24年11月現在では、23小学区のうち13小学区14協議会が設立されており、市全体へ広がりを見せています。特に、東日本大震災後、共助の大切さや自分たちで住みやすいまちをつくりたいと考える市民が増えたことから、住民自治協議会の設立に関して取組を始める地域が多くなっています。

また、テーマ型 (目的型) の市民活動団体の活動に対する支援である地域振興事業補助金については、 平成 19 年度から 115 件の助成を行っており、申請数が多く要望が高い事業となっていることから、 市民活動が積極的に展開されていることがうかがえます。

その一方で、市民意識調査の結果では、「地域活動に参加したことがない人」の割合が 66% と高い 状況であるため、今後は、自治会や住民自治協議会の継続性に配慮しつつ、その関連性について十分 に協議しながら、これらのまちづくりの取組を地域のたくさんの人に広げていくことが期待されます。

課題

「地域活動に参加したことがない人」の割合が 66% と高い状況であるため、まちづくりの取組を地域の多くの人に広げていくことが必要です。

住民自治協議会の設立や運営をサポートするなど市民のまちづくり活動を積極的に支援していく必要があります。

- 1 市民協働指針の理念を周知し、地域コミュニティ活性化への意欲を喚起する必要があります。
- 2 まちづくり条例による住民自治協議会への支援を行い、活動するための素地をつくる必要があります。
- 3 市民活動団体等への継続的な支援が求められています。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
住民自治協議会の 設立件数	おおむね小学校区を範囲とする 住民による組織の設置数	13協議会	20協議会

具体的な取組内容

方針1 住民自治協議会の設置の促進

地域の新しい絆である、まちづくり条例に基づく住民自治協議会の設置に当たり、地域住民が主体的になって組織できるような支援を行います。

主な事業

●住民自治協議会設立事業 重点

方針2 住民自治協議会への支援体制の充実

設置された住民自治協議会に対して、計画の策定や活動がスムーズに行われるように、人的並びに 財政的支援を行います。

主な事業

●住民自治協議会支援事業(市民活動支援センター、地区担当職員制度、計画策定補助金、 事業補助金及び協議会間の連絡体制の整備) 重点

方針3 市民活動団体等への継続的な支援

自治会やまちづくりに様々なかたちで関わっているテーマ型市民活動団体の公益的な活動に対して、引き続き財政的な支援を行います。その中から、コミュニティビジネスに発展する可能性のある 事業については継続的な支援を行います。

主な事業

- ●自治会等との連携・支援事業
- ●活動、交流、連携の場の整備
- ●地区集会施設整備事業
- ●地域振興事業 重点
- ●コミュニティ助成事業
- ●コミュニティビジネス推進事業 重点

- 住民自治協議会の設立に向けて積極的に参加することが望まれます。
- 住民自治協議会が設立されている地域では、様々な活動に積極的に参加することが望まれます。
- 地域コミュニティの活性化のために、積極的にまちづくりに参加することが望まれます。

第

6

6-2 人権



■ 主担当課|市民活動推進課 ■ 関係課|学校教育課

5年間の目標

人権施策基本指針並びに男女共同参画計画に基づき、市民が立場や性別にかかわりなくお互いの人権を尊重し合い、ともに支え合いながら、個性を輝かせ、持てる能力を発揮でき、人間としての尊厳をもって、安全、安心に生活できるまちを目指します。

現状

本市における人権施策の包括的な計画である香取市人権施策基本指針を平成 23 年に策定し、それに基づき人権施策を推進しています。具体的な取組としては、市主催のイベント等で啓発活動を行うとともに、毎月 20 日には人権擁護委員による人権相談を実施しています。指針策定時には市民意識調査を実施し、指針策定後には概要版を各世帯に配布することで、人権に関する市民意識の高揚を図りました。

平成 22 年 3 月に香取市男女共同参画計画を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。男女共同参画に関する施策の企画やその推進に関する意見を聴くための男女共同参画推進懇話会や市職員で構成する推進本部を設置して推進体制を整備するとともに、各課の事業の中から男女共同参画関連事業を指定し、男女共同参画を視野に入れた施策の展開を図っています。

近年では、全国的な傾向と同様、本市でも DV(配偶者やパートナーからの暴力)被害があり、DV 被害者が、夜間及び休日に相談できる相談窓口の開設や緊急避難を行った後の生活支援策が求められています。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)では、市町村基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が規定されたため、本市としてもその対応を検討する必要があります。

課題

人権に関する市民意識の高揚を図っていく必要があります。

また、増加傾向にある DV 被害に対する相談体制等の充実が求められています。

- ↑ 人権に関する意識づくりの機会を継続的に設ける必要があります。
- 2 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の具体策を検討する必要があります。
- 3 男女共同参画社会を目指す意識づくりの機会を継続的に設ける必要があります。
- 4 学校現場での人権に関する学習機会の提供が必要です。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
男女共同参画に関する研修等の参加者数	研修会、セミナーへの延べ参加者 数	200人	500人

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
審議会等の女性構成比率	女性委員数 / 委員等総数	26.8% (H24.4)	33.0%
市女性管理職の構成比率	女性管理職数 / 管理職数	7.3% (H24.4)	12.0%

具体的な取組内容

方針1 人権に関する意識の醸成

人権施策基本指針の浸透を図り、指針で管理する 86 事業の進行管理を行います。また、市民及び 市職員を対象とした、人権に関する研修会の規模や回数を増やすなど啓発活動を充実させます。

主な事業

●人権施策基本指針の推進

●市民及び市職員対象の研修会開催事業

方針2 DV被害者への対応策の充実

DV 被害者が求める相談体制の整備及び緊急避難後の生活を再建するための融資制度の創設に向けた取組を検討します。また、県や近隣市町と連携を図り、配偶者暴力支援センターの設置を検討します。

主な事業

●夜間、休日の DV 相談窓口事業 重点

● DV 被害者融資事業 **重点**

方針3 男女共同参画社会の醸成

男女が固定的役割分担意識にとらわれず、個性や能力を様々な分野で発揮して、家庭生活や職業と 地域活動を含む社会生活を送るために必要な、男女が対等に家事や仕事等を分かち合う関係づくりを 進めるための取組を行います。

主な事業

男女共同参画計画の推進

●女性職員の登用

●学習会等の開催

方針4 学校における学習機会の提供

男女共同参画について正しい知識と態度を身につけられるよう、男女平等を視点に置いた教育・学習を推進します。また、保護者や担い手となる教育関係者の意識啓発を行います。

主な事業

●小学生、保護者対象の男女共同参画講座開催事業

- 人権に関する講習会・研修会などへの積極的な参加が望まれます。
- DV 被害や人権侵害に気づいたときには、関係機関へ迅速に相談・連絡することが望まれます。

6-3 国際交流•地域間交流



■ 主担当課 市民活動推進課 関係課 企画政策課・学校教育課・商工観光課

5年間の目標

地域の人々と外国人の交流の場や学習の機会が提供され、定住している外国人が暮らしやすく、市外からの外国人がたくさん訪れるまちを目指します。また、姉妹・友好都市や共通の課題・目的を持つ他自治体との交流を通して、市民の感性や想像力が醸成されるまちを目指します。

現状

本市では、市の目指す国際化の姿を示すために国際化推進基本方針の策定作業を進めるなど、市と香取市国際交流協会との役割を明確にするとともに、お互いに研究し合いながら開かれた国際化を進めています。平成24年4月時点で807人の外国人が居住し、市内には外国人就業者を雇用する事業所もあります。また、成田国際空港に近い立地を活かし、外国人観光客を市内に誘致する取組を進めています。今後、成田国際空港はLCCの就航や空港発着枠30万回への容量拡大によって、外国人観光客が増加することが予想され、本市へもより多く訪れることが期待されています。

そのため、外国人との交流や学習の場を創出し、国際性豊かな人材の育成や外国人が暮らしやすく 訪れやすい国際化に対応したまちづくりを進めることが必要です。

姉妹・友好都市については、平成 22 年度に、旧佐原市と姉妹・友好都市であった兵庫県川西市と、 平成 24 年度に、旧小見川町と姉妹・友好都市であった福島県喜多方市(旧高郷村)と香取市として 新たに姉妹・友好都市の締結を行いました。また、現在は、旧山田町と姉妹・友好都市であった岩手 県山田町や旧佐原市と交流のあった佐賀県鹿島市などとの新たな姉妹・友好都市締結に向け調整を図っています。

近隣自治体との連携については、成田国際空港圏や利根川下流域の市町村が、共通に抱える課題の解決、また広域的活性化を図ることを目的に協議等が行われています。

課題

国際交流では、様々な事業を推進している香取市国際交流協会への支援を行い、国際化を進めることが必要です。

地域間交流では、姉妹・友好都市などとの積極的な交流活動を推進する機運が高まっています。

- 1 国際性を育むための仕組みづくりが必要です。
- 2 異なる文化や生活習慣、価値観を認めるための意識啓発が必要です。
- ③ 小・中学生の段階から異文化に触れる機会を積極的に作ることが必要です。
- 4 姉妹・友好都市等との産業面及び人材育成事業等による交流が求められています。
- 5 近隣自治体等との連携によって、新たな事業展開を行う必要があります。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
通訳ガイドボランティ ア案内件数	外国人来訪者に対する 市内案内件数	25件	50件
市民向け英会話講座 開催回数	市内事業者等に対する接客用英会 話の学習機会の提供回数	4回/年	6回/年
姉妹・友好都市交流 事業開催回数	物販交流など姉妹・友好都市との 各種交流事業の開催回数	4回/年	8回/年

具体的な取組内容

方針1 国際性を育む地域づくりの推進

豊かな国際感覚を養うため、国際交流協会と市が国際化の推進に関する役割を明確にしながら連携し、外国人が暮らしやすく訪れやすい開かれた地域づくりと環境整備を行います。地域住民と外国人との交流の場や機会の提供を行います。

- ■国際化推進基本指針の推進重点
- ●在住外国人生活支援事業
- ●日本語スピーチ大会等の協働開催などの交流事業
- ●国際化推進に関する近隣自治体との意見交換

方針2 国際交流活動の推進

異なる文化や生活習慣、価値観を認め合い、理解し合うことを目的に、国際交流活動を推進します。 また、他市の国際交流協会との連携を深めることで、既存の事業にとどまらず、様々な事業展開を行います。

主な事業

- ●国際交流協会補助事業
- ●他の国際交流協会との合同研修会の開催
- ●異文化理解を深める交流イベント等の開催
- ●国際理解教育の推進(姉妹校交流事業、語学指導推進事業の実施)

方針3 姉妹・友好都市等との交流の推進

産業面における民間レベルでの交流を推進するとともに、青少年を主体とした人材育成事業等を実施し交流を行います。また、佐賀県鹿島市や岩手県山田町との姉妹・友好都市の締結に向けた調整を行います。

観光面での連携や災害協定など各分野においても交流・連携を図ります。

主な事業

- ●友好関係団体の各種イベント等開催事業(民間レベルを取り込んだ相互出店等)
- 青少年の相互派遣事業等

方針4 近隣自治体等との連携

共通の課題や目的を持つ近隣自治体等との連携による広域プロジェクト活動を推進します。 また、観光や防災など各分野において、他自治体との連携を推進します。

主な事業

- ●成田国際空港関係団体との連携による情報収集や各種事業化の実施
- ●利根川サミットなどの開催事業

方針5 広域行政の展開

一部事務組合や広域連合など、引き続き、構成自治体とともに円滑な事業執行に努めます。また、 近隣自治体とともに事務の受委託に係る施策を継続するほか、姉妹・友好都市等の締結や各施策に係 る広域的な事業協議会等の取組を踏まえ、地域連携施策や共同事業を幅広く進めます。

- ●一部事務組合(広域連合含む)事業の推進
- ●事務の受委託に係る連携内容の充実
- 姉妹・友好都市等連携事業の推進
- ●広域的な事業協議会活動等の推進

- 国際交流イベントに積極的に参加することが望まれます。
- 在住外国人や外国人観光客とのふれあいの機会を積極的に持つことが望まれます。
- 姉妹・友好都市等との積極的な交流が望まれます。





市民サービス・行政サービス 6-4



■ 主担当課 総務課

■ 関係課 | 秘書広報課·企画政策課·議会事務局

5年間の目標

地方分権の進展や多様化する住民ニーズに的確に対応できる効率的で機能 的な組織を構築するとともに、事務事業の実態に即した事務執行体制を構築 し、適切な市民サービスが提供されるまちを目指します。

また、市の行政運営、計画等の策定、重要施策の決定などを進めるに当たり、 市民意見が十分反映され、市政に関する情報を的確に公表することにより、市 民と行政が双方向で理解を深められるまちを目指します。

状 現

本市では、健全で効率的な行財政運営に資するため、組織の効率化や職員数の削減に積極的に取り 組んできています。

組織の効率化については、平成 22 年度に香取市機構改革基本方針を、平成 23 年度には行政組織 機構改革方針(年次 H24~27)を策定し、組織のスリム化や窓口サービスの一元化を進め、市民二 一ズに対応した組織機構の構築に取り組んでいます。

職員数の削減については、平成 19年に職員定員適正化計画を、平成 23年に第2次職員定員適正 化計画を策定し、職員数の適正管理に取り組んでいます。

市政に関する情報は、広報紙やウェブサイトを通して、わかりやすい表現で掲載するように配慮し ているほか、より多くの市民に登場してもらい、親しまれる広報紙づくりに取り組んでいます。

また、ウェブサイトにおいても積極的に情報発信に努めており、議会情報の発信も開始しました。 市民の声を聴取し、市政に反映させていくため、市民懇談会(タウンミーティング)や市長への手 紙制度を実施するほか、各種計画づくりにおいては、市民アンケート調査、パブリックコメント(意

見公募) などを実施しています。

今後は、積極的に意見を述べる市民だけでなく、潜在的な市民の意見を把握するための取組を積極 的に展開していく必要があります。

課 題

窓口サービスの利便性向上や広報・広聴機能の充実が求められています。

- 1) 組織の一層のスリム化や定員適正化計画に沿った人員管理と市民ニーズに応えるための職員の能力開発 が必要です。
- 2 窓口サービスの利便性向上が求められています。
- 3 施設の統廃合や遊休施設を有効活用する必要があります。

- 4 より読みやすい、分かりやすい広報媒体が求められています。
- 5 市民が直接意見を表明できる機会を確保する必要があります。
- 6 個人情報の適切な管理と市民への積極的な情報公開が求められています。
- 7 議会での審議内容や取組を市民に積極的に広報することが必要です。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
市職員数	市職員の総数	747人 (H24.4)	650人
部・課・班の数	市役所の組織で、部・課・班の設置数	7部29課 8センター 88班 (H24.4)	5部25課 3 センター 78班
ウェブサイトのアク セス件数	市ウェブサイトへのアクセス件数	104,375件/月 (銚子·成田·旭·匝瑳 4市平均:57,868件/月)	120,000件

具体的な取組内容

方針1 行政組織のスリム化と利便性の向上、職員研修の充実

香取市機構改革基本方針等に基づき、行政組織の一層のスリム化を図るとともに、窓口業務の効率 化と施設管理業務等の民営化に向けた検討を行います。

人事面では、目標設定による業務改善項目の検討や面談での指導、すり合せを通して、人事評価制度の目的である職員の業務遂行能力の向上を図ります。また、新規採用職員育成指導制度の効果的な運用を図るとともに、専門的な技術や知識を有する職員の更なる育成を図ります。

- ●業務の効率化、民営化検討事業
- ●人事評価事業
- ●職員研修事業

方針2 窓口サービスの向上と電子自治体の推進

職員の接客サービスの向上に関する取組を進めるとともに、ワンストップサービスの拡充を行い、市民が利用しやすい窓口体制に変更します。また、地域 SNS(地域情報サイト)の導入を検討するなど、市民が積極的に情報のやり取りをする場の提供や市民が知りたい情報を検索しやすい環境づくりに努めます。さらに、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)やシステム構築を含む電子自治体施策の今後の推進に関する研究を進めていきます。

主な事業

- ●総合窓口システムの改良事業(ワンストップサービスの拡充)
- ●地域 SNS 導入の検討
 - ●電子自治体の推進事業(マイナンバー制度の研究やシステム構築を含む)

方針3 施設の統廃合、遊休施設の有効活用

施設の統廃合及び事務の効率化等を進めるとともに、遊休施設の有効活用を図り、地域住民の利便性の向上に資するとともに、地域振興や生涯学習を促進します。

主な事業

●栗源市民センター整備事業

方針4 広報機能の充実

市民への広報の主たる媒体である、広報紙とウェブサイトを充実させます。広報紙については、より見やすく、読みやすいレイアウトの工夫、わかりやすい表現に配慮するとともに、魅力的な写真の掲載や市民活動・生活の紹介を積極的に掲載していきます。

ウェブサイトについては、目的情報にたどり着きやすい組立てへの変更や積極的な情報掲載と適切な情報更新を行うことで、市政に関する情報をわかりやすく、的確に提供します。また、市民から情報を寄せてもらうなどの双方向のコミュニケーションツールの活用を検討します。

- ●広報紙の充実 重点
- ●ウェブサイトの充実
- ●新たな情報媒体の導入の検討

方針5 広聴活動の充実

多様化する市民の意見や要望を的確に把握し、市政に反映させます。特に、意見を積極的に述べない市民の意見聴取にも取り組みます。座談会、市長への手紙を継続させるとともに、幅広くパブリックコメント制度を活用します。また、パブリックコメントを行う要件に該当する重要な政策等の決定に際し、適宜アンケート調査を実施するなど市民意向の把握に努め、内容等の調整を行います。

主な事業

- ●市民懇談会、座談会の実施
- ●市長への手紙の実施
- ●パブリックコメントの実施

方針6 個人情報の適正管理と情報公開の推進

市の保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利及び利益の保護を図ります。また、市政の公正な運営及び市民の市政に対する信頼を確保するため、情報公開制度の適切な運用を推進します。

主な事業

- ●個人情報保護制度の適正な運営
- ●情報公開の推進(ウェブサイト、広報紙等情報提供ツールの有効活用を含む)

方針7 開かれた議会に向けた取組の充実

市民に開かれた、より透明性の高い議会を目指し、議会のインターネット配信を活用するとともに、 議会だよりやウェブサイトの充実を図ります。

主な事業

- ●インターネット配信事業
- ●ウェブサイト改修事業

- 市政に関心を持ち、広報媒体からの情報に積極的に触れることが望まれます。
- まちづくり等に関し、積極的な意見表明が望まれます。

第

行財政運営 6-5



■ 主担当課 企画政策課

■ 関係課 財政課・税務課・総務課

5年間の目標

後期基本計画や個別計画に基づいた計画的な行政運営の推進や民間活力の 活用により、持続可能な行財政運営がなされるまちを目指します。

状 現

本市は、平成18年3月に合併し、その後、合併効果の早期反映を目指し、行財政改革の推進や職 員定数の削減のほか、平成20年10月には水道事業を統一するなど、地方公営企業の統合や一般事 務事業の統一などを推進してきました。また、平成 22 年 4 月からは、市内水道料金を統一するなど、 合併効果の着実な反映に努めてきました。

一方、長引く景気の低迷や震災の影響により、企業の撤退や業績不振による休業をはじめ、人口減 少や高齢化により、納税義務者数や主な歳入は減少傾向にあります。このような厳しさを増す財政状 況に対応するため、中・長期的な各事業計画や短期的な財政見通し等を踏まえ、毎年度、事業執行計 画の調整や予算編成を行っています。また、事務事業評価を導入し、職員のコスト意識の徹底化を図 るとともに、経費の削減、事務事業の合理化に努めてきました。さらに、企業債等の借り換えを行う など、債務の削減を進めています。

税等の収納面では、税負担の公平性を考慮し、差し押さえ等の滞納処分を積極的に実施するほか、 納税者の利便性を図るため、平成24年度からコンビニ収納を開始しました。また、自主財源を確保 するため、市の広報紙やウェブサイト、循環バス車体等への有料広告の掲載により、新たな歳入確保 に努めています。なお、税等以外の債権処理についても、引き続き、対応方針の確立と処理体制の強 化を図ることとしています。

事業会計や公営企業では、事業計画の変更及び執行結果に基づく財政計画への即時反映等、常日頃 から流動的かつ安定した運営方針の確立が求められているため、引き続き、より具体的な事業運営計 画の策定と推進体制の充実に努めることとしています。

課 題

合併効果を最大限に活かし、市町村合併による地方交付税の優遇措置期間の終了を見据え、将来に 向けて自主性、自立性の高い行財政運営が可能となる強力な財政基盤の確立が求められています。

- 1 財政計画の策定など計画的な行財政運営の推進が必要です。
- 2 受益者負担を踏まえた使用料等の見直しや安定的な自主財源の確保が必要です。
- 3)納税意識の向上や債権等を含む滞納処分の強化など収納率の向上が必要です。

- 4 一部事務組合を含めた公営企業等について、事業運営計画の策定が必要です。
- 5 指定管理者制度の利用など、より一層の民間活力の活用が必要です。
- 6 施設の統廃合や老朽化に対応するほか、施設マネジメントの導入が必要です。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
経常収支比率(※)	当該年度(普通会計)の経常収入 に対する経常支出の割合	83.3% (千葉県平均:89.0%)	93.5% 以下
実質公債費比率(※)	公債費が財政運営に及ぼす実質的 な負担割合を示すもの (早期健全化基準 25.0%)	10.5% (千葉県平均:9.6%)	13.0% 以下
将来負担比率(※)	一般会計等が将来負担すべき実質 的な負債残高の比率 (早期健全化基準 350.0%)	92.1% (千葉県平均:62.6%)	120.0% 以下
一般市税の徴収率 (現年度分)	一般市税が課税された年度の合計 税額に対する収納額の割合	96.5% (千葉県平均:98.0%)	98.0% 以上

※財政指標は、人口減少や生産年齢人口の減少による税収減、合併特例による普通交付税等交付額の 優遇措置の逓減・廃止などの要因により悪化することが想定されますが、国の示す早期健全化基準 に比べ低い水準を維持できる目標値を設定しています。

具体的な取組内容

方針1 計画的な行財政の運営

行財政運営方針を策定するなど、計画的な行財政運営の推進に取り組みます。また、後期基本計画に基づき個別事業計画を策定します。なお、これら個別計画の推進は、推進体制の整備を含め、適宜、後期基本計画の推進状況を確認する過程の中で、具体的な調整と執行を図ります。さらに、行政評価などマネジメントサイクルの考え方に基づいた後期基本計画の進行管理の仕組みを構築します。

- ●行財政運営方針の策定及び推進体制の整備(実施計画の策定・推進、財政計画の策定)
- ●個別事業計画策定事業
- ●行政評価制度導入事業

方針2 自主財源の安定的な確保

公共サービスの使用料・手数料の見直しを行うとともに、遊休地等市有財産の処分や新たな広告掲載媒体の拡大を図るほか、市の財政状況等について、より市民に分りやすい情報提供に努めるなど、引き続き、受益者負担に係る市民意識の醸成を図ります。なお、受益者負担を踏まえた使用料等の見直しについては、減免基準の確立を含めた統一的な視点から進めます。

主な事業

- ●使用料・手数料見直し方針の策定
- ●遊休地などの市有財産の処分
- ●財産の有効活用
- ●太陽光発電(メガソーラー)等導入事業
- ●新たな広告掲載の実施と広告媒体の拡大
- ●行政サービス全体に係る受益者負担統一基準の策定

方針3 公平な課税と収納率の向上

土地の現況課税の整理を進めます。また、公平な税負担に資するため、滞納処分の強化を図ります。 一方、市民税等の未申告者の解消や未評価家屋の解消など、引き続き、公平な課税を目指し、市民の 納税意識の醸成を図ります。さらに、新たな課税対象の検討など、課税の拡充や市税等以外の債権処 理について、総合的な体制の整備を検討します。

主な事業

- ●市民税等未申告者、未評価家屋の調査
- ●効率的な滞納整理の実施
- ●総合的な債権処理体制の整備

方針4 公営企業等の経営改善

公営企業では、水道ビジョンなど事業計画の策定を進めます。また、公営事業等特別会計を踏まえた事業運営計画や財政フレームの策定を行うほか、引き続き、一部事務組合等の構成自治体とともに、効率的な組合事業計画の立案調整と計画的な事業執行を促進します。

- ●水道ビジョンの策定等事業運営計画の確立
- ●公営事業等事業運営計画の策定及び推進
- ●一部事務組合等事業計画の円滑な推進

方針5 民間の能力を活用した行政運営

公の施設について、指定管理者制度を活用した民間活力の導入とサービスの向上を図るため、全庁的に、指定管理者制度の導入が可能な業務や施設の検討を行います。また、公共施設の整備では、 PFI 手法(公共施設の整備に当たり民間の資金とノウハウを活用する手法)などを積極的に活用するため、その導入に向けた適切なリスク負担の検討等を行います。

主な事業

- ●指定管理者制度導入検討事業 重点
- PFI 導入検討調査事業

方針6 施設マネジメントの導入

公共施設の効果的な利用促進を図るため、施設マネジメントの導入に取り組みます。施設マネジメントの考え方を導入することにより、各施設の設置目的に即した利用者増加施策を幅広く展開するほか、既存施設の統廃合をはじめ、施設の長寿命化や維持管理費の縮減を図ることで効率的かつ適切な施設運営を目指します。また、施設マネジメントの導入に向けた推進体制の整備を図ります。

主な事業

- ●施設マネジメント基本方針策定事業
- ●利用者増加施策展開事業
- ●施設白書、施設台帳整備事業

- 行政サービスに係る市民活動との役割分担について共に理解することが望まれます。
- 受益者負担について、市民の理解が望まれます。